

令和6年2月15日

関係団体各位

山口労働局労働基準部長

労働条件明示のルール変更に係る周知について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働条件の明示については労働基準法第15条に基づき、使用者は労働契約の締結及び有期労働契約の更新時に、労働者に対して労働条件を明示することが義務付けられていますが、令和6年4月1日から労働条件明示のルールが変更になります。

具体的には、①就業場所・業務の変更の範囲について明示すること、②有期労働契約の締結及び更新の時に更新上限の有無と内容を明示すること、③無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時に、無期転換申込機会・無期転換後の労働条件を明示することが追加されます。（改正内容の詳細につきましては、山口労働局ホームページを参照願います。）

つきましては、山口労働局ホームページにリンクした記事を貴団体ホームページに掲載していただく等により、傘下の団体、事業場に対して労働条件明示のルール変更について周知していただきますようお願い申し上げます。

山口労働局ホームページ



厚生労働省ホームページ



山口労働局労働基準部監督課

担当 末廣、橋本

電話 083-995-0370